

広島県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により執行する広島県議会議員の広島市安佐北区選挙区及び三原市世羅郡選挙区における補欠選挙を、同法第百十九条第一項の規定により、広島県知事選挙と同時に次のとおり行う。

平成二十五年十一月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

一 選挙 期 日 平成二十五年十一月十日

二 選挙すべき議員の数

選挙 区	選挙すべき議員の数
広島市安佐北区	一人
三原市世羅郡	一人